

『アーク溶接等の業務』 特別教育

アーク溶接等の業務に労働者を就かせる事業者は、労働安全衛生法第59条3項、同安全衛生規則第36条3号の規定により、その労働者に対して特別教育を行わなければならないことになっています。当協会では、アーク溶接に関する安全衛生知識及び基礎的な技能を習得して頂くため、実技教育を12時間実施します。

1. 日 程

学科のみ：（1.5日間：11時間）

第1回	2020年 5月22日～23日 中止
第2回	2020年 8月28日～29日（金～土）
第3回	2020年 11月13日～14日（金～土）
第4回	2021年 2月12日～13日（金～土）
時 間	1日目：9:00～17:15（学科） 2日目：9:00～13:15（学科）



学科のみ受講の場合の注意事項

実技に関する教育は各事業者（企業）にて実施していただきますので、本講習は事業者（企業）からの申込みのみの受付とし、個人での受講はできませんのでご了承願います。

学科+実技：（3日間：23時間）

第1回	2020年 5月22日～24日 中止	1日目 9:00～17:15（学科）
第2回	2020年 8月28日～30日（金～日）	2日目 9:00～13:15（学科） 14:00～18:00（実技）
第3回	2020年 11月13日～15日（金～日）	3日目：9:00～18:00（実技）
第4回	2021年 2月12日～14日（金～日）	

2. 場所

場所	1日目：若松市民会館（JR若松駅前） 2～3日目：ポリテクセンター福岡 （八幡西区穴生3-5-1）	実技講習：12時間 被覆アーク溶接 半自動炭酸ガスアーク溶接
----	---	--------------------------------------

受講希望者が極めて少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

3. 定 員：実技は30名（学科のみは定員なし）

4. 受講料（テキスト代・消費税込）

（単位：円）

区 分		受講料	テキスト代	合 計
学科のみ （1.5日間）	福岡県下労働基準協会会員	7,700	1,100	8,800
	一 般	9,900		11,000
学科+実技 （3日間）	福岡県下労働基準協会会員	18,800	1,100	19,900
	一 般	21,000		22,100

5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。

また、学科+実技教習の場合で、開講日まで2週間を過ぎての受講取り消しの場合は、実技講習料金（@11,000円）は、次回に繰り延べ受講の場合を除いて払い戻し出来ませんのでご了承願います。

- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては
講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会

〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階

TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**

受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

受講申請書は次ページ



FAX:093-863-6567

【アーク溶接等の業務特別教育】受講申請書

いずれかに☑をして下さい

☐ 学科＋実技

☐ 学科のみ

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日	現住所
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
所 属 事業所	所在地	〒	
		都 道 府 県	
	事業所名 (印不要)	業 種..... 製造業..... 建設業..... その他.....	
		TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名		(電話)
			(FAX)
【受講希望日】 月 日からの分		受講料振込予定日	年 月 日
		受講料(合計)	円
☐ 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]			
☐ 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報(講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

※注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません
3. 申込みされた日程を連続で受講されないと、修了証は発行いたしません。

実技教習を自事業所で実施する場合

学科教習受講後、安全衛生特別教育規程に基づく「アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法」について10時間以上の実技教育を実施し、教育実施記録に証明印(社印)を押印し保存しておいて下さい。

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿